

第1章 道路特定事業計画策定にあたって

1-1 道路特定事業計画策定の趣旨

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同じように生活を送り活動する社会を目指すノーマライゼーション^(※1)の理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザイン^(※2)の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。

このような背景の中、平成6年には、主に高齢者や身体障害者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という)が制定されました。

また、平成12年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という)が制定されました。

さらに平成18年6月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という)が公布、同年12月から施行されました。

本市においては、既に交通バリアフリー法に基づき「千葉市交通バリアフリー基本構想」(平成13年11月)(以下「旧基本構想」という)を策定し、16の重点整備地区^(※3)を中心にバリアフリー整備を進めていますが、市民の多様なニーズに応える豊かで質の高いまちづくりをさらに推進していくため、バリアフリー新法に基づき「千葉市バリアフリー基本構想」(平成20年8月策定、平成24年7月変更)(以下「基本構想」という)に改訂しました。

これらを受け、基本構想で定められた重点整備地区内の生活関連経路等について、バリアフリー新法第31条に基づき、公安委員会、公共交通事業者や、関係諸団体等の意見をふまえながら、平成15年7月策定の道路特定事業計画を今回改訂しました。今後は、この新たな事業計画に沿って、高齢者、障害者等^(※4)だけでなく、だれもが安全かつ安心して移動することができ、いきいきとした暮らしを享受することのできるバリアフリー化された都市の実現を目指し、各種事業を展開していきます。

(※1) ノーマライゼーション…高齢者や障害者等、社会的に不利を受けやすい人々も社会の一員として、お互いに尊重し、支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会である、という考え方。

(※2) ユニバーサルデザイン…年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること。

(※3) 重点整備地区…以下の要件に該当する地区。

①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区

②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区。

③当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区。

1-2 バリアフリー新法について

公共交通機関の旅客施設等に係るバリアフリー化は、平成12年に制定された「交通バリアフリー法」に基づき、公共施設等の建築物のバリアフリー化は、平成6年に制定された「ハートビル法」により推進してきました。

そのような中、平成17年に国土交通省が策定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」の考え方を踏まえ、この2つの法律を統合拡充し、より総合的、一体的な法制度を構築することで、高齢者、障害者等の移動上と施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、通称「バリアフリー新法」が施行されました。その主な内容は、以下のとおりです。

【バリアフリー新法の概要】

①対象者の拡充

- ・身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者等、全ての障害者が対象。

②対象エリアの拡充

- ・「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を一本化することで、建築物と旅客施設をつなぐ経路を含めた地域全体のバリアフリー化を、まちづくりの視点から総合的に推進することが可能。
- ・バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、鉄道駅などの旅客施設を含まないエリア、旅客施設から徒歩圏外のエリアにまで拡充。

③バリアフリー化の対象施設の拡大

- ・交通機関に鉄道、バス等以外に福祉タクシーを追加したほか、高齢者や障害者等の利用が多い施設をつなぐ道路、公園、路外駐車場を追加。

④基本構想策定の際の当事者参加

- ・基本構想策定時に協議会を発足させることを法定化し、また住民などが基本構想の作成を提案できる制度を創設。

⑤ソフト施策の充実

- ・関係者と協力して、バリアフリー施策の持続的かつ段階的な発展を目指す「スパイラルアップ^(※5)」を導入。また、国民一人ひとりが高齢者や障害者等が感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー^(※6)」を促進。

(※4) 高齢者、障害者等…高齢者または障害者で日常生活または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者、その他日常生活または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（妊婦、けが人等）。

(※5) スパイラルアップ…具体的な施策や措置に関する内容について当事者の参加のもと検証し、その結果に基づいて新たな施策を講じることにより段階的・持続的な発展を図ること。

(※6) 心のバリアフリー…高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めること。例えば、視覚障害者誘導用ブロック上の駐輪や障害者専用駐車場への一般利用者の駐車等の問題を改善する姿勢を、教育や疑似体験により理解を深めることなど。

交通バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザイン政策大綱（H17.7）

現行のハートビル法では、建築物の施設ごとに独立して推進が図られており、連続したバリアフリー化が実現されていない。また、交通バリアフリー法では、旅客施設を中心とした生活圏の一部にとどまっている。これらの課題等について一体的・連続的な移動空間形成のため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた現行法の一体化に向けた法整備を構築する。

ハートビル法
による取組み

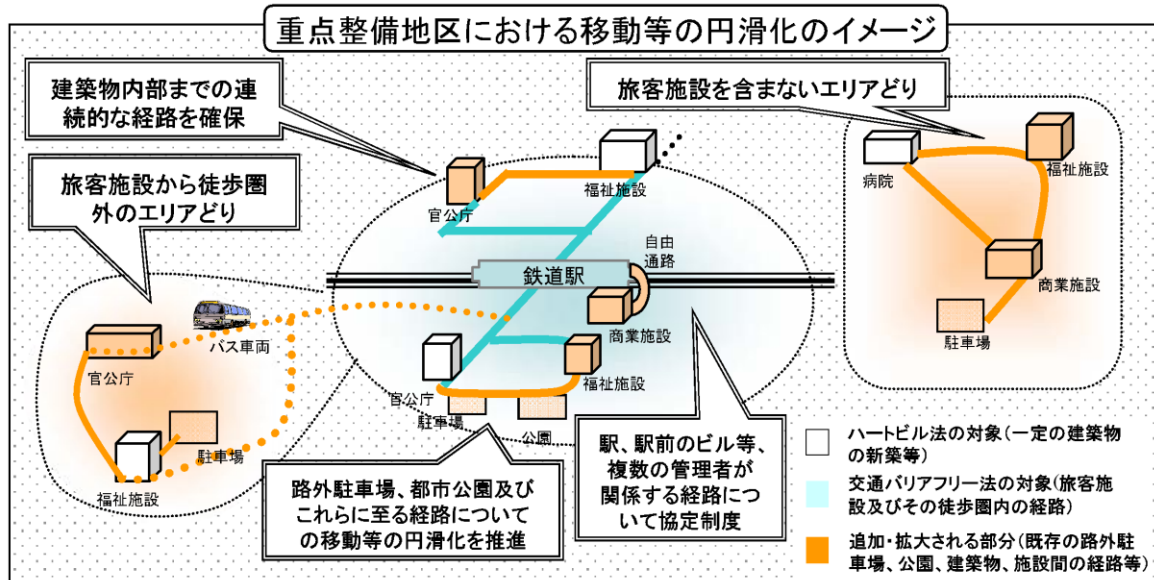
交通バリアフリー法
による取組み

総合的なバリアフリー法の制定

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化)

- 旅客施設及び一定の建築物に加え、一定の道路、公園、駐車場についても、新設等に際しバリアフリー化を義務づける。
- 総合的・一体的なバリアフリー化を推進するため、旅客施設から徒歩圏外のエリア、旅客施設を含まないエリアについてもバリアフリー化の計画を作成可能とする。
- 利用者、住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置を講ずる。
- 「心のバリアフリー」社会の実現を目指した取組み

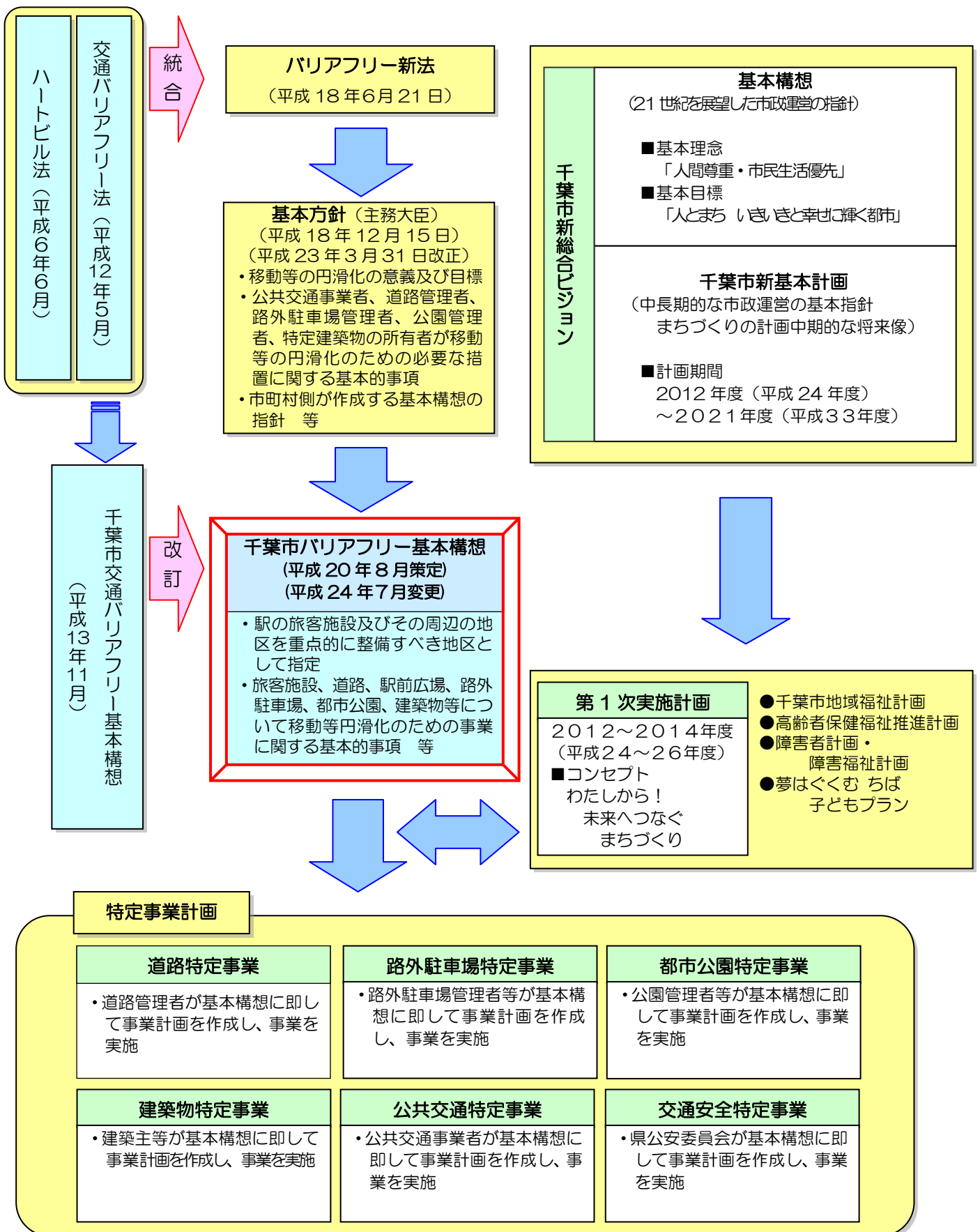
○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



- 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、交安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施
- 重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度 等

〔国土交通省ホームページ参照〕

【基本構想の位置付け】



○道路特定事業は、千葉市と千葉国道事務所が共同して推進していきます。

1-3 道路特定事業計画で定める事項

(1) バリアフリー経路

生活関連経路 I 及びこれと一体的に整備する経路を定めます。

(2) 具体的なバリアフリー整備事業の方針

基本構想で示された道路特定事業で実施する事業の整備方針を定めます。

(3) 経路毎に実施する具体の事業内容

経路・区間毎に実施する事業を示します。

(4) 事業実施予定期間の設定

平成23年度からの年度毎に整備する経路とその事業量を示します。

1-4 道路特定事業実施までの流れ

